

九十九里町宿泊施設支援金交付要領

【申請期間】

令和2年8月3日（月）～令和2年9月30日（水）まで

I 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度の九十九里町全ての海水浴場が不開設になったことで、甚大な影響を受ける宿泊施設に対し、事業活動を維持し又は継続するための支援として、九十九里町宿泊施設支援金を交付します。

II 交付額

3万円に令和2年7月1日現在の客室数を乗じて得た額。

(例)：20部屋(客室数)×3万円＝60万円(交付額)

※支援金の交付は、1宿泊事業者当たり、1回限りです。

※1宿泊事業者が九十九里町内において、2つ以上の宿泊施設を営業している場合においては、当該宿泊施設全てを対象とします。

※客室とは、宿泊客が寝泊まりの用に供する部屋のことを指します。

※客室数は、1組の宿泊客に貸し出す単位を持って計算します。

また、相部屋の場合は、1室とします。

(例)：①3LDKの部屋又は建物を1組に対して貸し出す→1部屋

②10畳の部屋を2組以上に対して相部屋として貸し出す→1部屋

③10畳の部屋を仕切って2組に貸し出す→2部屋

※部屋を仕切って部屋数をカウントする場合は、従来、お客様にサービスとして提供していることが条件です。

※部屋を仕切って複数組に貸し出している場合は、仕切って貸し出していることが分かる証拠写真を提出していただきます。

III 対象事業者

支援金の交付の対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者としてします。

(1) 令和元年7月及び同年8月に宿泊施設を営んでいる宿泊事業者

(2) 令和2年7月又は同年8月の売上高が前年同月のいずれかの売上高と比較して2分の1以下に減少した宿泊事業者

※売上高を比較する際に、令和元年7月又は同年8月の途中から営業を開始した場合、下記の例を参考にしてください。

(例)：令和元年8月7日に宿泊事業を始めた場合

(令和元年8月売上高：30万円 令和2年8月売上高：16万円)

①令和元年8月の売上高÷24日(令和元年8月7日から8月31日までの日数)

300,000円÷24日

＝令和元年8月の1日売上高(平均)

＝12,500円

②令和元年8月の1日売上高(平均)×31日(8月の総日数)

12,500円×31日
＝令和元年8月の31日分の売上高
＝387,500円

③令和元年8月の31日分の売上高－令和2年8月の売上高
387,500円－160,000円
＝比較減少額
＝227,500円

④比較減少額÷令和元年8月の31日分の売上高×100
227,500円÷300,000円
＝減少割合＞50%（対象者）
＝75.83...%

- (3) 九十九里町内に宿泊施設を有し、令和2年7月1日現在で事業を継続している者
- (4) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること
- (5) 事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する風俗営業に該当しないこと又は社会通念上、宿泊施設が同号に規定する風俗営業を営む施設と認められないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと
- (7) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をしていない者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者

IV 申請手続き

1. 申請期間

令和2年8月3日（月）から令和2年9月30日（水）まで

2. 申請方法

必要書類をご準備の上、郵送又は九十九里町役場産業振興課商工観光係窓口まで持参

【郵送先】

〒283-0195

千葉県山武郡九十九里町片貝4099番地

九十九里町役場 産業振興課 商工観光係 宿泊施設支援金担当 宛

3. お問い合わせ

必要書類や記載内容についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

【九十九里町役場 産業振興課 商工観光係】

①対応時間：土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

②電話番号：0475-70-3177

※申請書類については、4ページ以降の「Ⅶ 申請に必要な書類」が全て必要になります。

また、申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合は、資料の追加・修正等を依頼する場合がございます。

この場合、申請いただくには、必要な修正を行った上で再申請していただくことになります。

※申請書類が全て確認できれば、交付のための審査を行います。

なお、審査後は、申請書類は一切返却いたしませんのでご注意ください。

V 支援金の交付

1. 支援金の交付決定・通知について

審査の上、支援金の交付の可否を決定し、九十九里町宿泊施設支援金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）にて通知いたします。

※交付決定通知書については、随時郵送にて対応いたします。

2. 支援金の交付

町から交付決定通知書を受理しましたら、九十九里町宿泊施設支援金請求書（第4号様式）と振込先が分かる書類（通帳の写し等）を提出してください。

※提出先は、申請時と同様となります。

VI その他・留意事項

1. 支援金の返還

支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、町は、支援金の交付決定を取り消す場合がございます。

この場合、既に交付された支援金を速やかに返還していただきます。

※支援金の返還を命ぜられたときは、その命令の日から15日以内に町に納付してください。

2. 検査及び是正の措置

支援金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、町は、検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

3. 個人情報

個人情報の取り扱いに関して、支援金の審査・交付・交付後の調査に関する事務に限り、町が使用します。

4. 申請者の公表

町は、支援金の交付を受けた申請者の名称及び所在地を町のホームページで公表する場合がございます。

Ⅶ 申請に必要な書類

1. 九十九里町宿泊施設支援金交付申請書（第1号様式（第7条関係））

- ・必要事項を全て記入の上、押印（代表者印）してください。

2. 誓約書

- ・誓約書の最下部にある所在地、法人名・屋号、代表者氏名欄は、必ず自署・押印（代表者印）をお願いします。

3. 売上減少を比較できる書類

①令和元年7月又は同年8月の売上高を示す帳簿等の写し

②令和2年7月又は同年8月の売上高を示す帳簿等の写し

※帳簿等：月別試算表、売上台帳、現金出納帳の写しなど

4. 令和2年7月1日現在で事業を継続していることが分かる書類

※直近の集客用チラシ、ホームページで集客を行っていることがわかる書類など

※上記の書類がない場合は、令和2年7月の売上台帳などでも可

5. 旅館業法及び住宅宿泊事業法に許可を受けている、又は届出をしていることが分かる書類

6. 宿泊施設の客室数が分かる書類（施設図面等）

※図面等において正確な客室数が把握できない場合、追加の資料請求又は現地調査をする場合がございます。